

監 査 の 対 象	経済部 観光振興課
指摘を受けた監査結果	令和3年度 後期 監査結果報告書
監査の結果	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p>収納事務の委託について</p> <p>浮立の里展示館については、入館料収納事務を委託しているが、現金出納簿の記載漏れや収納事務の委託を受けていることを示す標札を掲示していない等の不備が見られた。</p> <p>また、受託者は入館料だけでなく、合併前の富士町のときから書籍（1冊1,050円）とテレホンカード（1枚700円）についても販売、収納を行っていたが、観光振興課はこのことを把握しておらず、委託している認識もなかったため、委託業務の仕様書にも当該事務の記載がなく、会計管理者との事前協議も行っていなかった。さらに、書籍等の販売の際、領収証は希望者にものみ交付しており、控えもなかった。</p> <p>業務を委託しているにもかかわらず、その実施状況を把握していなかったために、受託者が仕様書に記載のない販売、収納事務を行う状況が続いていたことは非常に不適切である。</p> <p>書籍等の販売についての今後の取扱いを検討するとともに、収納事務を委託する際は、受託者と十分協議し、事務の内容等について把握した上で、佐賀市財務規則第41条の規定に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>公金管理について</p> <p>浮立の里展示館内の手提げ金庫に、合併前の富士町が準備した釣銭準備金 30,000円があり、受託者は公金と認識し管理していた。しかし、観光振興課は受託者が準備した釣銭と考えており、16年の長期に渡り公金として取り扱っていなかった。</p> <p>また、同館で販売している書籍とテレホンカ</p>	<p>現金出納簿の記載漏れについては、今後、漏れが無いよう入館料収納業務の受託者へ指導を行いました。収納事務の委託を受けていることを示す標札については、展示館内事務室の窓口に掲示しました。</p> <p>書籍（1冊1,050円）の販売については、販売を取り止め、在庫については、地元において活用していただけるよう、富士まちづくり協議会へ寄贈しました。</p> <p>テレホンカード（1枚700円）についても、販売を取り止め、在庫については、加入電話料金の支払いに充当できるNTT西日本のサービスを利用して、本課を含む本庁舎の電話代に充当を行いました。</p> <p>浮立の里展示館の金庫内で保管をしていた釣銭準備金 30,000円については、公金として雑入で収納しました。収納後は、受託者にて新たに釣銭準備金を準備しております。</p> <p>また、平成29年度以降の書籍とテレホンカードの売上5,950円についても、物品売払収入で収納しました。</p>

<p>ードについて、平成29年度以降の売上 5,950円を受託者が金庫で保管したままとなり、公金として収納を行っていなかった。</p> <p>公金の管理を受託者まかせにしており、事務内容を把握していなかったため、長期間に渡り公金管理が不適切であった。</p> <p>現金を取り扱う業務はリスクが高いため、受託者とお互いの認識の違いがないよう詳細まで確認し、適正に公金を管理されたい。</p> <p>○検討を求める事項</p> <p>在庫の管理について</p> <p>浮立の里展示館で販売している書籍及びテレホンカードについて、在庫数を把握していなかった。</p> <p>管理簿を作成するなどして適正に管理されたい。</p> <p>また、テレホンカードは、現在386枚の残数があるが、数年に1件程度の販売では大きく残数が減ることがなく、このまま保管するには紛失等のリスクもあるため、今後の取扱いについて検討されたい。</p>	<p>今後、現金の取扱いについては、受託者とお互いの認識の違いがないよう、年度当初の契約の際に業務委託の仕様書等で詳細まで確認し、適正に公金を管理します。</p> <p>書籍及びテレホンカードの取扱いについては、指摘事項に対する措置の内容のとおりです。</p>
--	--